

論 説

情報通信プラットフォームに関する競争法的考察（二・完）

福 田 雅 樹
林 秀 弥

〈目次〉

第一章 序論

第二章 電気通信事業法との関係

第一節 はじめに

第二節 企業結合に関連する制度をめぐる競争法的问题

第三節 連携に関連する制度をめぐる競争法的问题

第一款 はじめに

第二款 議論等の展開

第一項 この節の構成

第二項 Lモードサービスをめぐる議論及び禁止行為制度の創設

第三項 プラットフォーム及びレイヤーに着目した議論の展開

第四項 新競争促進プログラム二〇一〇

………（以上・前号）

第五項 近時の議論の展開

………（以下・本号）

第三款 関連する制度の現状

第四款 関連する制度におけるプラットフォーム事業者の取扱いに関する競争法的问题

第四節 小括

第三章 独占禁止法との関係

第四章 結語

第二章 電気通信事業法との関係

第三節 連携に関連する制度をめぐる競争法的问题

第二款 議論等の展開

第五項 近時の議論の展開

第一目 はじめに

この項においては、近時の議論の展開として、平成二〇年代に入ってからの情報通信審議会におけるプラットフォームに関連する競争法的问题に関する議論の展開について、その議論に基づく電気通信事業法の一部改正に関することを含め、これを概観する。

第二目 次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方

前項で紹介した平成一九年一〇月の改定後の新競争促進プログラム二〇一〇に基づき、NTT東西の次世代ネットワーク（以下この項において「NGN」という場合がある。）に係る接続ルールの在り方について、情報通信審議会がこれを審議し、平成二〇年三月に答申を取りまとめた。⁽¹²²⁾ 答申においては、NTT東西のNGNに係る接続ルールの在り方に関し、第一種指定電気通信設備として指定する電気通信設備の範囲、東西NTTのNGNの設備及び機能のアンバンドル、東西NTTのNGNに係る接続料の算定方法等各般にわたる提言が示されている。その中で、映像配信プラットフォームのオープン化に関することについても提言が示されている。その概要は、次のとおりである。

答申は、NGNにおいては帯域確保型のコンテンツ配信サービスが可能であるが、このNGNが今後の我が国の基幹的な通信網になることを想定すると、様々な事業者がNGNの機能を利用して多種多様なコンテンツ配信向けサービスを提供することが利用者利便に資するものであり、コンテンツ配信事業者が利用の公平性が確保された形でNGNに接続可能であることが必要となるとの認識を示した上で、NGNとの接続に関するインターネットフェースが十分に開示されること、コンテンツ配信サーバ等のコロケーション及び接続の可否等に関する情報が合理的期間内に入手できること、接続の請求を行ってから合理的期間内に接続を可能とする手続等が定められていることが必要であると提言している。⁽¹²³⁾

その上で、コンテンツ配信事業者の多くが電気通信事業者に該当しない⁽¹²⁴⁾ことから、NGNが第一種指定電気通信設備に指定されても、コンテンツ配信事業者の多くが接続関連規制による保護対象とはならず、しかして、コンテンツ配信事業者によるSNI接続に必要となるインターフェースの開示が接続ルールによりNTT東西に課

される義務の対象外とされ、NTT東西の自主的な開示に委ねられている状況となつていことから、NTT東西にあつては、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間の公平な取扱いに加え、接続の拒否事由、コロケーションルール、接続の手続等⁽¹²⁵⁾について電気通信事業者との接続に準じた取扱い等の自主的な取組が求められると提言している。

また、コンテンツ配信事業者の多くが電気通信事業者に該当しないことから接続関連規制による保護対象とならないことに関し、コンテンツ配信事業者から自らを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されていることを紹介した上で、「現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで現時点で直ちに競争政策上の問題が生じている状況にはない」ため「コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でない」と応じる一方で、総務省にあつては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について検討を行うことが適当であると提言している⁽¹²⁶⁾。

第三目 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方

情報通信審議会は、モバイル市場における携帯電話の普及、固定ブロードバンド市場におけるFTTHの台頭、他事業者のネットワークを利用して事業を展開するプラットフォーム事業者及びコンテンツ配信事業者の増加等電気通信市場の環境の変化を背景とし、電気通信市場における公正競争環境を維持・確保する観点から接続ルールの在り方に関し平成二十二年二月に総務大臣の諮問を受け、同年一〇月に答申を取りまとめた⁽¹²⁷⁾。答申においては、モバイル市場及び固定ブロードバンド市場における公正競争環境の整備並びに固定通信と移動通信の融合が進む

中の接続ルールの在り方に関するに加え、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備に関するについても提言が示されている。

通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備に関するについては、伝統的な接続政策の主な対象がネットワークをなす電気通信回線設備を設置する電気通信事業者相互間の接続であったが、配信サーバのみを設置するコンテンツ配信事業者等が電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のネットワークが有する通信プラットフォームの機能の利用を求め接続を行う形態が増加してきたこと⁽¹²⁹⁾にかんがみ、移動網の通信プラットフォームの機能及びNTT東西のNGNの通信プラットフォームの機能のオープン化、電気通信事業者紛争処理委員会（当時）の機能の強化並びにコンテンツ配信事業者等の接続ルールの適用対象化に関することについて提言が示されている。

移動網の通信プラットフォームの機能のオープン化に関するについては、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う通信プラットフォームの機能の提供について、公正競争条件を整備する対象という意味では従来型の通信レイヤーの伝送サービスと変わりがないとの一般論を示した上で、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能、大容量コンテンツ配信機能等、五つの機能についてアンバンドルの可否等を機能ごとに検討したところ、いずれの機能についても、事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取ることが適当とした上で、「注視すべき機能」に位置付け、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当であると提言している⁽¹³¹⁾。

NTT東西のNGNの通信プラットフォームの機能のオープン化に関するについては、NTT東西のNGNにサービスプラットフォームが存在しておらず、NTT東西自身には構築する予定がないという認識を前提と

して、他事業者がNGN上に自らのサービスプラットフォームを構築するための機能としてプレゼンス情報提供機能及びセッション制御機能のアンバンドルについて検討している。いずれの機能についても、基本的にアンバンドルする方向で考えるべきであるとしながらも、アンバンドルの実現の可否は具体的な要望の内容次第であるため、まずはアンバンドルを要望する事業者が具体的な要望を示しNTT東西と協議を行い、NTT東西は積極的に対応することが適当であり、総務省は他事業者の要望、協議の状況等を注視し、技術的な困難性及び過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上でアンバンドルについて所要の措置を講ずることが適当であると提言している。⁽¹³⁴⁾

電気通信事業紛争処理委員会（当時）の機能の強化に関することについては、新競争促進プログラム二〇一〇に示された方針を具体化している。答申においては移動網の通信プラットフォームの機能に関し事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取るべきとしたが、紛争処理機能が存在すれば協議の促進及び合意形成に資することを指摘した上で、多様化・複雑化する接続形態に対応して円滑な接続を確保する観点から、同委員会が取り扱う紛争に適用除外電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争を加えるべきであると提言した上で、その場合に取り扱う紛争の内容については電気通信事業法の規律との関係を踏まえて整理すべきであると提言している。⁽¹³⁵⁾ この提言は、放送法等の一部を改正する法律（平成二二年法律六五号）五条の規定による電気通信事業法の一部改正によって実現されるに至っている。⁽¹³⁶⁾

コンテンツ配信事業者等の接続ルール等の適用対象化については、電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点からこれを求める意見が示されていることを踏まえ、検討している。⁽¹³⁷⁾ コンテンツ配信事業者等に対し接続ルール等電気通信事業者に適用される規定と同様の規定を適用する場合、応諾義務付の接続請求を行

うことが可能となる等コンテンツ配信事業者等にとつてのメリットが生ずる一方で、業務改善命令による事後的な規律等電気通信事業者としての義務も発生することから、関係事業者の意見も踏まえ慎重に判断することが必要であるほか、紛争処理機能の活用状況等を注視することも必要であることから、現時点でコンテンツ配信事業者等を電気通信事業者に位置付けることまでは必要ないとの結論を得ている。⁽¹³⁸⁾

第四目 ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方

情報通信審議会は、線路敷設基盤（電柱・管路等）の開放による設備競争の促進、NGNのオープン化によるサービス競争の促進、モバイル市場の競争促進等事業者間競争の活性化に必要な取組を総合的に推進することがブロードバンドの普及促進を図る観点から重要であるとの考えから、ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について平成二三年三月に総務大臣の諮問を受け、同年一二月に答申を取りまとめた。⁽¹⁴⁰⁾ 答申においては、NGNのオープン化によるサービス競争の促進、モバイル市場の競争促進等各般にわたる提言が示されている。その中で、NGNの通信プラットフォームの機能のオープン化に及ぶモバイル市場におけるプラットフォームレイヤーのオープン化に関することについても提言が示されている。

NGNの通信プラットフォームの機能のオープン化に関することについては、NNIにおけるオープン化とSNIにおけるオープン化との別に応じて提言している。そのうち、NNIにおける通信プラットフォームの機能のオープン化に関することについては、NGNのSIPサーバーは高度な通信プラットフォームの機能（制御系機能）を実装しているものの、当該機能は電気通信役務と切り離れた形で提供されおらず、PSTNの制御機能とは異なりアンバンドルもされていないことにかんがみ、様々な事業者による多様なコンテンツ・アプリケー

ション等の柔軟な提供を可能とすべく、PSTNにおいて具備・アンバンドルされている機能を参考にして、これを検討することが適当であると提言している。⁽¹⁴¹⁾

他方、NGNのSNIにおける通信プラットフォームの機能のオープン化に関することについては、当該機能が電気通信役務と切り離れた形では提供されおらず、コンテンツ配信事業者等にあつては当該機能を利用して独自の付加価値を付けたコンテンツ配信サービス等を提供することはできないとの認識を示すとともに、SNIにおける当該機能のオープン化が義務化の対象となっていないことを指摘した上で、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間の紛争が紛争処理の対象とされたこと、第二目で概観した答申でNTT東西に対しSNI接続に関し電気通信事業者との接続に準じた取扱い等が求められたこと等を紹介し、SNIにおける当該機能のオープン化の内容及び手法の検討を進めることが適当であると提言している。⁽¹⁴⁴⁾

モバイル市場のプラットフォームレイヤーのオープン化に関することについては、近年のスマートフォンの普及に伴うサービスプラットフォームを提供する事業者等による新たな垂直統合モデルの台頭を踏まえ、MNOが提供する通信プラットフォームのオープン化とサービスプラットフォームの多様化に対応した取組との別に応じて提言している。そのうち、MNOが提供する通信プラットフォームのオープン化に関することについては、通信プラットフォームの市場が変化していること及びコンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間の紛争が紛争処理の対象とされたことにかんがみ、前目で概観した答申が採用した事業者間協議による合意形成を尊重する立場を取るべきとの考え方を維持することが基本的に望ましいと提言している。⁽¹⁴⁵⁾

他方、サービスプラットフォームの多様化に対応した取組に関することについては、次の二点にかんがみ、まずはサービスの進展・普及状況を注視すべきであるとの提言を示すとどめている。⁽¹⁴⁶⁾ 第一点は、スマートフォン

のアプリマーケット等新たなサービスプラットフォームが萌芽期にあり、急速な発展・普及の途上にあることから、現時点においてはそのモバイル市場全体における位置付けを特定しがたいことである。⁽¹⁴⁷⁾ 第二点は、通信プラットフォームの機能を提供する事業者が電気通信事業に該当し、その提供の態様及び提供主体に依拠して電気通信事業法の規定の適用対象となるものであるとはいえず、新たなサービスプラットフォームについては海外の事業者が提供するものが現在有力であること等を踏まえると、現行の同法の枠内における対応が困難であり、規制の適用について慎重な検討を要する場合があることである。⁽¹⁴⁸⁾

第三款 連携に関連する制度

第一項 はじめに

この款においては、電気通信事業法に設けられている制度であつてプラットフォーム事業者を当事者の一方とする連携に関連するものの現状を概観する。

前章において述べたように、本稿において「プラットフォーム事業者」とは「プラットフォーム事業者」を営む者をいい、「プラットフォーム事業」とはプラットフォームの機能を単独で提供する事業のほか、プラットフォームの機能に他のレイヤーの役務等を組み合わせて提供する事業を含む。このため、プラットフォーム事業者には、プラットフォームの機能を単独で提供する事業を営む者のほか、プラットフォームの機能とコンテンツ等を組み合わせたものを提供する事業を営む者及び電気通信事業者であつてその電気通信役務にプラットフォームの機能を組み合わせたものを提供するものが含まれる。すなわち、プラットフォーム事業は電気通信事業に該当するが、プラットフォーム事業者には電気通信事業者及び適用除外電気通信事業者の双方が含まれるのである。⁽¹⁴⁹⁾

また、前章において述べたように、本稿において「連携」としては、継続的な取引関係の形成、業務提携、技術提携等「ゆるい結合」を典型例として念頭に置きつつも、対等な関係の形成には限定せず、顧客のロッキンを奇貨とする反競争的な行為としての拘束条件付取引等のように、当事者の一方を不当に拘束し、又は不当に不利益をもたらす行為ではあるが、これに応じなければ更に不利な結果となる場合にやむを得ず応ずるものをも広く含むものとしているため、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする複数の事業者間の関係の形成全般が本稿における「連携」たり得ることとなる。

したがって、電気通信事業法に設けられている制度であってプラットフォーム事業者を当事者の一方とする連携に関連するものとしては、専ら複数の電気通信事業者相互間の関係に係る制度として電気通信設備の接続及び共用並びに卸電気通信業務に関する制度（業務改善命令の制度のうち同法二九条一項一〇号に掲げる事由に係るものを含む。）並びに禁止行為制度の一部（同法三〇条三項二等⁽¹⁵⁰⁾）が挙げられ、電気通信事業者相互間の関係及び電気通信事業者と適用除外電気通信事業者との間の関係の双方に係る制度として禁止行為制度のうち不当な規律・干渉（同項三号）に係るもの並びに業務改善命令の制度のうち前款第四項第四目において言及した同条三項二号に掲げる事由に係るもの及び包括条項たる同項一・二号に掲げる事由に係るものが挙げられる。

このうち、専ら複数の電気通信事業者相互間の関係に係る制度は、適用除外電気通信事業者を当事者の一方とする関係をその射程外とする。しかるに、プラットフォーム事業者の多くは、第三号事業を営む適用除外電気通信事業者である。また、適用除外電気通信事業者を電気通信設備の接続の制度等の適用対象とすることについては、前款第五項第三目で概観した答申においては、そのことの反面として当該適用除外電気通信事業者に電気通信事業者としての義務も課されることとなることから慎重に検討すべきであると説かれている⁽¹⁵¹⁾。このため、専ら

複数の電気通信事業者相互間の関係に係る制度に関することについては、以下この章においては措くものとする。かくして、以下この章においては、電気通信事業法に設けられている制度であつてプラットフォーム事業者が当事者の一方とする連携に関連するものとして、禁止行為制度のうち不当な規律・干渉（同法三〇条三項三号）に係るもの並びに業務改善命令の制度のうち同法二九条一項二号に掲げる事由に係るもの及び同項一二号に掲げる事由に係るものを専ら念頭に置くものとする。以下この款においては、これらの制度の現状を概観する。

第二項 不当な規律・干渉

禁止行為制度については、既に前款第二項第三目において概観している。同目において述べたように、禁止行為の一つとされる不当な規律・干渉（電気通信事業法三〇条三項三号）は、その禁止の名宛人こそ支配的事業者たる電気通信事業者に限定されているが、他の電気通信事業者を相手方とする行為のみならず、電気通信設備の製造業者又は販売業者を相手方とする行為に加え、適用除外電気通信事業者を相手方とする行為をも包含する。前述したように、プラットフォーム事業及びコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業の多くが適用除外電気通信事業に該当するものと見られているが、そのような事業を営む者も、この不当な規律・干渉の行為の相手方となり得る。

不当な規律・干渉については、支配的事業者が次に掲げる行為を行うことにより、コンテンツプロバイダの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法三〇条三項三号の禁止行為に該当するとの解釈が競争促進指針に示されている⁽¹⁵²⁾。

① 競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダに対して、自己

のメニューリストへのコンテンツの掲載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否すること。⁽¹⁵³⁾

② 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。

③ コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関与すること。⁽¹⁵⁴⁾

これら①ないし③の行為は、支配的事業者によるサービスプラットフォームの機能の提供をめぐる行為と見られる。

競争促進指針においては、市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者（簡易端末情報サービスシステム（移動体通信端末又は固定通信端末のディスプレイ等を利用し、音楽の配信、タウン情報、銀行と取引等の各種オンラインサービスを利用できるシステムをいう。）を管理・運用している電気通信事業者をいう。）がこれら①ないし③のような行為により、競争事業者の取引の機会を減少させ、又はコンテンツ提供市場における価格競争を阻害するおそれを生じさせることが独占禁止法上も問題となるとの解釈も併せて示されており、問題となる非違行為の類型として私的独占、排他条件付取引及び拘束条件付取引が例示されている。⁽¹⁵⁵⁾

第三項 業務改善命令

電気通信事業法二九条一項には、総務大臣にあつては、同項各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる旨が定められている。そのうち、同項二号には電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとかが掲げられており、同項一二号には、前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときが掲げられている。

前款第四項第四目で概観したように、通信プラットフォーム研究会の報告書は、電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとかが業務改善命令の事由の一つとして電気通信事業法二九条一項二号に掲げられていることに着目し、電気通信事業者にあつては、市場支配力の有無にかかわらず、コンテンツプロバイダ等に対して不当な差別的取扱いを行わないよう公正競争を確保する必要があることを説いているが、競争促進指針においては、電気通信事業者によるコンテンツプロバイダ等の取扱いのうちどのようなものが同号に掲げる事由に該当するのかに関する事例、解積の指針等が掲げられていない。また、電気通信事業者によるコンテンツプロバイダ等の取扱いのうちどのようなものが同項一二号に掲げる事由に該当するのか否かに関する事例、解積の指針等も掲げられていない。

第四款 プラットフォーム事業者を当事者の一方とする連携をめぐる競争法的问题

第一項 はじめに

前款においては、禁止行為制度のうち不当な規律・干渉に係るもの並びに業務改善命令の制度のうち電気通信事業法二九条一項二号に掲げる事由に係るもの及び同項一、二号に掲げる事由の現状を概観した。この款においては、前款において概観した制度のプラットフォーム事業者に対する適用関係を踏まえつつ、当該制度におけるプラットフォーム事業者の取扱いに関する競争法的问题を考察する。

第二項 不当な規律・干渉

前款第二項で概観したように、不当な規律・干渉は、その禁止の名宛人こそ支配的事業者たる電気通信事業者に限定されているが、プラットフォーム事業及びコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業を営む者も、電気通信事業者であるのか適用除外電気通信事業者であるのかにかかわらず、不当な規律・干渉の行為の相手方とはなり得る。したがって、支配的事業者がプラットフォーム事業者等に対しその業務について規律・干渉をすることにについては、規律・干渉の内容次第では、禁止行為制度の適用が及び得る。また、仮に当該行為により電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には、当該支配的事業者に対し利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要限度において業務改善命令が下され得る。⁽¹⁵⁶⁾

しかしながら、現在、禁止行為制度の適用を受ける支配的事業者は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（これに該当する電気通信事業者は、NTT東西のみ）及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち収益の額のシェアが総務省令で定める割合を超える事業者であって当該シェアの推移その他の

事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために必要があるものとして総務大臣が指定するもの（この指定を受けている電気通信事業者は、NTTドコモのみ）のみである。他の電気通信事業者又は適用除外電気通信事業者が前款第二項の①ないし③のいずれかに相当する行為をしても、禁止行為制度の適用を受けることがない。

しかるに、これら禁止行為制度の適用を受ける支配的事業者以外の電気通信事業者の中にも、プラットフォームの市場において有力な者もいる。例えば、次章において概観するDeNA事件に登場する株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」という。）のグループについては、電気通信事業者として電気通信事業法の適用を受けると説明されている⁽¹⁵⁷⁾（同事件に登場するグリー株式会社（以下「グリー」という。）のグループについても、同様の説明がなされている⁽¹⁵⁸⁾）が、DeNAは、ソーシャルゲームに係る売上額において平成二二年一月以降第一位の地位を占めており、多くのソーシャルゲーム提供事業者にとって重要な取引先となっていたことが認められている⁽¹⁵⁹⁾。

DeNA自身がいずれかのプラットフォームの市場において市場支配力を有しているのか否か自体は明らかではない。また、この項においてそのこと自体に注目するものでもない。この項において注目すべきことは、仮にいずれかのプラットフォームの市場に係る市場支配力を有する電気通信事業者が存在するとしても、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備のいずれかを設置していない限り、現在の禁止行為制度の適用を受ける余地がないことである。DeNA事件において問題となったDeNAの行為は、前款第二項の①及び②に酷似するものであり、公正取引委員会にあっては不公正な取引方法に該当するとして排除措置命令を下した程に公正競争阻害性が認められているものである。仮にその主体がNTT東西又はNTTドコモであれば禁止行為たる不

当な規律・干渉への該当性が肯定される可能性が検討の対象となり得るものであるが、その主体が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備のいずれも設置していない限り、その主体の市場支配力の有無にかかわらず、禁止行為制度の適用を受ける余地がないのである。

禁止行為制度は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の一部を名宛人としているが、あくまでも当該電気通信事業者の市場支配力に着目して設けられた制度であり、市場支配力を濫用する行為を類型的に禁止することを中心とする制度である。サービ系プラットフォームの市場等上位レイヤーの市場の台頭にかんがみると、我が国のいずれかのプラットフォームの市場に係る市場支配力を有する電気通信事業者が出現し、当該市場支配力の濫用による悪影響の発生が現実的な懸念となつた場合に備え、そのような電気通信事業者が現れた場合に当該市場支配力の濫用による悪影響を防ぐことができるようにするための制度の在り方に関する検討が今後の課題となろう。現在の禁止行為制度の枠組みを参考にするとすれば、前款第二項の①ないし③のいずれかに相当する行為等当該市場支配力を濫用する行為を類型的に禁止する制度の創設の可能性が立法論上の検討の選択肢の一つとして考えられよう。この検討に係る制度の名宛人は、あくまでも我が国の電気通信事業法上の電気通信事業者であり、第二款第五項第四目で概観した情報通信審議会の答申に言及されている海外の事業者の場合とは異なり、同法による対応についての困難を考える必要がない（他方、同法上の電気通信事業者ではない海外の事業者となると、仮に我が国のいずれかのプラットフォームの市場に係る市場支配力を有する者が現れたとしても、同法による対応については、当該答申に指摘されているように、確かに困難があるろう）。

第三項 業務改善命令

前款で概観したように、競争促進指針においては、電気通信事業者によるコンテンツプロバイダ等の取扱いのうちどのようなものが電気通信事業法二九条一項二号に掲げる「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき」に該当するのかが明らかにされておらず、また、どのようなものが同項一・二号に掲げる「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当するのかが明らかにされていない。

本稿の問題意識からは、プラットフォーム事業者が名宛人たる電気通信事業者である場合及びプラットフォーム事業者が名宛人たる電気通信事業者又はその競争相手との連携の相手方である場合のそれぞれについて、具体的にどのような場合に名宛人の行為がこれらの号に掲げる発動事由に該当することとなるのかが明らかにされるべきことを指摘することができよう。

第四節 小括

この章においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合及び連携に関する競争法的问题について、電気通信事業法の見地から考察してきた。第二節においては、企業結合に関連する制度をめぐる競争法的问题を考察した。その成果としては、現在の同法に設けられている企業結合に関する制度については競争への悪影響を防止することが期待できないことを示した上で、当該制度を補完できる制度として電波法に設けられている企業結合に関する制度及びNTT法に設けられている企業結合に関する制度を指摘しつつも、プラット

フォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に起因する競争への悪影響を防止する機能をこれらの制度に求めるためにはそれぞれの基準の内実の具体化に向けた議論の進展が必要となろうことを明らかにした。また、電波法に設けられている制度のうち電気通信事業に係る規律が混濁するという現象が共通して生じていることを指摘した上で、同法の目的と電気通信事業法の目的の違いにかんがみ、制度の機能の配置という見地から、現在これらの制度が有している機能を有する制度を配置する法典を同法に移すことの可能性について検討する価値があることを指摘した。

前節においては、連携に関連する制度をめぐる競争法の問題を考察し、我が国のいずれかのプラットフォームの市場に係る市場支配力を有する電気通信事業者が現れた場合に当該市場支配力の濫用による悪影響を防ぐことができるようにするための制度の在り方に関し、当該市場支配力を濫用する行為を類型的に禁止する制度の創設の可能性が立法論上の検討の選択肢の一つとして考えられようことを指摘した。また、業務改善命令に関し、具体的にどのような場合に名宛人の行為が発動事由に該当することとなるのかが明らかにされるべきことを指摘した。

プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に関し「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営」への「寄与」の内実の具体化を図る場合にも、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする連携に関し上位レイヤーの市場における市場支配力の濫用による悪影響を防ぐための制度の在り方を検討する場合にも、競争がなされる場ないし市場支配力を評価するための場としての市場の画定、競争場裏において行われる行為の評価等が必要となる。とりわけ、プラットフォーム事業者が属する市場がいわゆる両面市場ないし多面市場である場合には、それぞれの市場において採り得る価格戦略を視野に入れ、各価格戦略を総合的に捉えることが必要となること

あるかもしれない。業務改善命令の発動事由の具体化を図る場合にも、同様である。

市場の画定、行為の評価、価格戦略等に関することについては、独占禁止法の分野に豊富な蓄積がある。その蓄積は、電気通信事業法上の競争法的問題の考察に当たっても参考になるものである。もともと、同法は、「電気通信事業の公共性にかんがみ」「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護」することを目的とするものであることから、この目的を達成するためには競争の促進に関することについても「電気通信事業の公共性にかんがみ」独占禁止法以上に厳格な規律を設けることが必要となる場合もあり得る⁽¹⁶⁰⁾。独占禁止法の分野における蓄積に示唆を求める場合には、このことを念頭に置いた上で、目的の違いに即して相對視することが必要であろう。

注

- (122) 情報通信審議会「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方 答申」（平成二〇年）参照。
- (123) 情報通信審議会・前掲注(122)・五八頁・五九頁参照。
- (124) コンテンツ配信事業者の多くが電気通信事業法一六四条一項三号の電気通信事業を営む者であり、電気通信事業者に該当しないことについて、情報通信審議会・前掲注(35)・七七頁注一六参照。
- (125) 情報通信審議会・前掲注(122)・五九頁参照。
- (126) 情報通信審議会・前掲注(122)・五九頁参照。
- (127) 総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 情報通信審議会への諮問」（平成二二年二月二四日付け報道資料）参照。

- (128) 情報通信審議会・前掲注(35)参照。
- (129) 情報通信審議会・前掲注(35)・六四頁・六五頁参照。
- (130) 情報通信審議会・前掲注(35)・六五頁・六六頁参照。
- (131) 情報通信審議会・前掲注(35)・六八頁・七三頁参照。
- (132) 他事業者の問い合わせに応じて、S I Pサーバが保有する法人ユーザ等のプレセンス情報を提供する機能をいう(情報通信審議会・前掲注(35)・七五頁参照)。
- (133) 他事業者とN G NのS I Pサーバが連携してN G Nの二地点間(コンテンツサーバと利用者等)にセッションを開くことを可能とする機能をいう(情報通信審議会・前掲注(35)・七六頁参照)。
- (134) 情報通信審議会・前掲注(35)・七五頁・七六頁参照。
- (135) 情報通信審議会・前掲注(35)・七八頁参照。
- (136) その際に、電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信紛争処理委員会に改名された。
- (137) 情報通信審議会・前掲注(35)・七九頁参照。
- (138) 情報通信審議会・前掲注(35)・七九頁参照(その上で、適用除外電気通信事業者と電気通信事業者との間の接続について上位レイヤー市場の拡大により公正競争上重要性を増している状況にあるものとの評価を示し、特に第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては適用除外電気通信事業者との接続について電気通信事業者間の接続に準じて取り扱うなど利用の適正性・公平性が図られた形での円滑な接続が実現するように努めるよう求められるとの考えを示している)。
- (139) 総務省「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」の情報通信審議会への諮問(平成二三年三月一日付け報道資料)

参照。

(140) 情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」（平成二三年）参照。

(141) 情報通信審議会・前掲注(140)・七九頁・八〇頁参照。

(142) 情報通信審議会・前掲注(140)・八〇頁参照。

(143) 情報通信審議会・前掲注(140)・八一頁参照。

(144) 情報通信審議会・前掲注(140)・八一頁・八二頁参照。

(145) 情報通信審議会・前掲注(140)・一一一頁・一一二頁参照。

(146) 情報通信審議会・前掲注(140)・一一三頁参照。

(147) 情報通信審議会・前掲注(140)・一一二頁参照。

(148) 情報通信審議会・前掲注(140)・一一二頁参照。

(149) このことに関し、情報通信審議会・前掲注(140)・一一二頁参照。

(150) 競争促進指針においては、電気通信事業法三〇条三項二号に掲げる禁止行為（電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与）に該当する行為の例として、「自己の關係事業者と一体となった排他的な業務」が挙げられているが、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営の業務についても、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に關係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限り、この「自己の關係事業者と一体となった排他的な業務」に含まれ、しかし、同号に掲げる禁止行為に該当するとの解釈が示されている（公正取引委員会〓総務省・前掲注57・Ⅱ【再掲】二二（一）イ④参照。）。また、ブラウザフォンサービスにおいてポータルサイトを開設している場合に、利用者が自己又は自己の關係事業者の開設する

ポータルサイトを選択する際の条件に比べて、他の電気通信事業者の開設するポータルサイトを選択する際の条件を、例えばボタン操作数を当該他事業者の意思に反して同等としない等、不公平なものとする 것도、同号に掲げる禁止行為に該当する行為の例として掲げられている（公正取引委員会〓総務省・前掲注⑦、Ⅱ第三の三（一）イ（イ）③及び〔再掲〕二一（一）イ⑧参照。）。

(151) 第三号事業を電気通信事業法の規定の適用除外としたことについては、この電気通信事業として科学技術計算、事務計算等に係るデータ通信サービスを提供する事業を念頭に置いた上で、このような事業においては基本的に事業者と利用者との一対一でサービスが行われるため、利用者は容易に他のサービスに移ることができるとともに、自分のコンピュータで代替することも可能であるという特徴を有することから、「ネットワークの拘束性」（ネットワークの利用者にとって、通信相手の拘束性（利用者がネットワークから離脱すれば、当該ネットワークにおける通信相手との通信ができなくなること）及び設備等の拘束性（利用者が別のネットワークに移行するときには、利用者が自ら設置するハードウェアやソフトウェアを手直しするための支出を要すること）のために、ネットワークから容易に抜け出せないこと）がないことによるものと説かれている（電気通信法制研究会編・前掲注⑦・二五一頁・二五二頁参照。多賀谷ほか編・前掲注⑥・五八二頁をも併せて参照。）。しかしながら、今日のプラットフォーム事業の中には、この説明があてはまらないものも少なからず見いだされよう。

第三号事業の定義及び電気通信役務の定義中「他人の通信」の「媒介」については、情報の「内容を変更することなく」行うものたることを要すると解されている（電気通信法制研究会編・前掲注⑦・一四頁及び多賀谷ほか編・前掲注⑥・二八頁参照。「内容を変更することなく」の意義及び背景については、武智健二「特定通信回線の他人使用制限の緩和（2）」郵政研究三一五号一三頁以下（昭和五二年）参照。）が、情報の内容の変更の有無自体とネットワークの拘束性の有無との間に論理必然的な関係が見られる訳ではない。

適用除外電気通信事業者を電気通信設備の接続の制度等の適用対象とすれば当該適用除外電気通信事業者に電気通信事業者と

しての義務が課されることとなるとの指摘については、制度設計上の工夫の必要性を示唆する指摘と捉え直すこともできよう。例えば、電気通信設備の接続の制度等の適用対象となるか否かを適用除外電気通信事業者自身の選択に委ねることとすれば、問題を希薄化できよう（電気通信事業法上一定の地位を得るか否かを事業者自身の選択に委ねた制度の先例として、電気通信事業の認定の制度が挙げられる）。

プラットフォーム事業者への電気通信設備の接続の制度等の適用の在り方については、本稿においては措くが、これらのことを踏まえた上で、前款第五項第四目の答申が指摘するエンフォースメント上の問題を念頭に置きつつ、多角的に検討すべきであろう。

(152) 公正取引委員会⇨総務省・前掲注57・II第四の三参照。

(153) ただし、不適切なコンテンツが流れることを防止する観点から、メニューリストに掲載すべきコンテンツプロバイダの選択基準を明確にした上で、公正に実施する場合には問題とならないとされている一方で、要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となるとされている（公正取引委員会⇨総務省・前掲注57・II第四の三注53及び注54参照）。

(154) ただし、高額請求による利用者とコンテンツプロバイダとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならないとされている（公正取引委員会⇨総務省・前掲注57・II第四の三注55参照）。

(155) 公正取引委員会⇨総務省・前掲注57・II第四の三参照。

(156) 支配的事業者による禁止行為に該当する行為について、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあり電気通信事業法二九条一項一二号に該当すると解され、業務改善命令が下された事例として、総務省「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命

令等」(平成二二年二月四日付け報道資料) 参照。

(157) 株式会社ディー・エヌ・エー「有価証券報告書」二二頁(平成二四年三月期) 参照。

(158) グリー株式会社「有価証券報告書」一八頁(平成二四年九月期) 参照。

(159) 公正取引委員会平成二三年六月九日排除措置命令(平成二三年(措) 第四号、株式会社ディー・エヌ・エーに対する件)に係る排除措置命令書 (http://snk.jfrc.go.jp/UDS/data/pdf/H230609H23J11000004_23-4%EF%BC%88DeNA%EF%BC%89.pdf) [平成二六年一月三〇日閲覧] 四頁参照。

(160) このことに関し、米国の一九九六年電気通信法が「独占を取り除くこと」を図るものであるのに対し、シャーマン法二条が「単に不法な独占化を防ぐこと」を図るものに過ぎず、前者が後者よりはるかに野心的なものであることを説くものとして、*See Verizon Communications Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko*, 540 U.S. 398, 415 (2004).

第三章 独占禁止法との関係

第一節 はじめに

近年、スマートフォンやタブレットの普及などを背景に、SNSゲームや電子書籍などインターネット上で新たなビジネスが急速に普及してきている。これらのビジネスは、供給者であるコンテンツ制作会社や出版社などの事業者と需要者であるユーザーがプラットフォームを仲介にコンテンツのやりとりを行うものであり、プ

プラットフォーム事業の特徴を有する点で共通している。⁽¹⁾

一般に、プラットフォーム事業では、ユーザーは、独力ではアクセスの難しかったコンテンツを活用することができ、利便性が向上するとともに、プロバイダにとっては事業機会が拡大するという効果が期待される。

他方、近年急成長を続けるデジタル分野に関して、プラットフォームはどのような課題を有し、市場へどのような影響を与えるのか、わからない点も数多く存在している。例えば、デジタル分野のプラットフォームは、商品取引をネットワーク上で行うため、地理的市場が広く、大きなネットワーク効果が生じると考えられる。⁽²⁾ また、低コストでの参入が可能であるため、一見すると競争が働きやすいが、広い範囲においてネットワーク効果が働くため、ある事業者が一度、市場支配的地位を確保した場合に、当該事業者は競争事業者との関係で圧倒的有利となりやすく競争制限性が高いとも考えられる。

本章では、右のようなデジタル分野におけるプラットフォームに関連する典型的な独占禁止法の事例として、DeNA事件⁽³⁾を取り上げる。そのような作業を通じて、プラットフォームにおける競争制限効果に関する論点について検討し、整理を行うものである。平成二三年六月九日、公正取引委員会（以下「公取委」という。）は、DeNAがソーシャルゲームを提供する事業者に対して、グリーとの取引を止めるよう要請し、取引を行った場合には、その会社のゲームを自社のプラットフォームであるモバゲータウンのランキングから外したり検索できなくしたりするなど、開発会社とグリーの取引を妨害したとして、再発防止を求める排除措置命令を行った。この事件の背景には、プラットフォーム事業者が有力なコンテンツを有するソーシャルゲーム提供事業者（以下「SAP」という。）を囲い込むこと（すなわち、プラットフォーム事業者がコンテンツプロバイダに対し、他のプラットフォームの利用を制限すること）により自己のプラットフォームの価値を高めようとする意図が推察される。

SNSゲーム分野におけるプラットフォーム事業者とコンテンツプロバイダとの関係については、顧客情報がプラットフォーム事業者に帰属したり、コンテンツ・商品等の提供事業者を審査し、販売を拒否したりすることもできるといった事情から、プラットフォーム事業者の方が取引上の地位が強いとも指摘されている。⁽⁴⁾

かかる囲い込み⁽⁵⁾は、コンテンツの充実に資すると期待される反面、「競争者に対する取引妨害」「拘束条件付取引」等に該当する可能性がある⁽⁶⁾。そこで、プラットフォーム事業者が行う囲い込みについて、その許容範囲を検討する。特に、かかる囲い込みは単純な契約や交渉上のものだけでなく、システムの乗換えに係るコストや顧客を失うリスク、対応OSが要求する諸条件への対応など、複数の要素が影響していると考えられるため、囲い込みを行うプラットフォーム事業者の市場における地位や、囲い込みの態様に照らし、これらの行為の公正競争阻害性を検討する必要性が存するのである。

以下では、DeNA事件を例にこれらの諸点の検討を行う。

第二節 DeNA事件

第一款 事実

DeNAは、SNSに係る売上額（携帯電話向けSNS提供事業者がSAPから收受する当該携帯電話向けSNSを通じたソーシャルゲームの提供に伴う手数料と、自らが提供するソーシャルゲームに係る売上額との合計額をいう。以下「本件売上額」という。）において平成二十二年一月以降第一位の地位を占めており、多くのSAPにとってDeNAは重要な取引先となっていた。

DeNAは、モバイルタウンにおける売上額が多いなど、ソーシャルゲームの提供において有力な事業者であると判断して選定したソーシャルゲーム提供者（以下「特定SAP」という。）に対し、グリーの運営する携帯電話向けSNS（以下「GREE」という。）を通じてソーシャルゲームを提供した場合に、当該特定SAPがモバイルタウンを通じて提供するソーシャルゲームのリンクをモバイルタウンのウェブサイトに掲載しないようにすることにより（以下「リンク切り」という。）、GREEを通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせていた（以下「本件行為」という。）。

第二款 命令要旨

前記事実によれば、DeNAは、自社と国内において競争関係にあるグリーと特定SAPとのソーシャルゲームに係る取引を不当に妨害していたものであって、この行為は、不公正な取引方法（昭和五七年公取委告示一五号）一四項に該当し、独占禁止法一九条の規定に違反する。

命令の主文では、リンク切りにより、他の事業者の運営する携帯電話向けSNSを通じてソーシャルゲームを提供しないようにさせる行為を行わないこと等が命じられた（確定）。

第三款 検討

第一項 論点

本件の論点は、①適用法条として、一般指定一四項を用いたことは妥当か、②本件行為の公正競争阻害性の捉え方は適切か、に集約されると思われる。

①について否定的な論者は、一四項の行為要件が一般的かつ抽象的であるだけに、通常の正当な競争行為を萎縮させることのないよう、その適用は慎重でなければならず、その適用範囲は限定的でなければならぬというものである。すなわち、一四項は、自由競争滅殺型の行為を規制する場合と、競争手段の不正さをもつ行為（いわゆる「不正手段型」）とを規制する場合の両方があることを前提としつつ、不正手段型を主たる適用対象とするものであるところ、⁹⁾本件行為は、いわゆる「専売店契約」などと同様、取引社会において広範かつ頻繁に行われている通常の競争行為であって、一四項にかかる過去の先例（①物理的妨害（熊本魚事件）、¹⁰⁾②誹謗中傷（ドライアイス仮処分事件）、¹¹⁾③「契約の奪取」等参照）に照らしても不正手段であるとはいえないから、仮に独占禁止法違反を問うにしても、一四項ではなく、排除効果の認定が必要な一般指定二項または同一二項の適用を問題とすべきだとするものである。

この点は、新興市場（emerging market）の評価ともかわる。新興市場ないし萌芽的市場での介入の在り方に対して動態的競争の視点から懐疑的な見方がある。すなわち、ソーシャルゲーム市場がここ数年で急激に発展し、現在もなおその途上にあつて変化の激しい状況の下では、本件行為のような程度と範囲の特定SAPの囲い込みを行うことは、通常の正当な競争行為であるという主張である。また、本件行為には、オープン化のために投入した投資資金を回収し、他社へのノウハウの流出を防止するという正当化理由（競争促進的理由）がありうるから、その点の吟味なしに、手段それ自体が不正であるとは直ちにいえぬものである。

第二項 公正競争阻害性

前記①適用法条として、一般指定一四項を用いたことは妥当かという論点は、②本件行為の公正競争阻害性の

捉え方は適切か、という論点と密接にかかわるので、以下では、②を中心に検討する。

筆者は、本件行為については、自由競争減殺からも、競争手段の不正さからもその公正競争阻害性を説明できると考える。⁽¹⁴⁾

第一に、「不当な取引妨害」における「競争手段の不正さ」は、上記のような物理的妨害や誹謗中傷など、明らかに社会的に許容できないような手段が採られた場合に限られるものではない。「独禁研報告書」⁽¹⁵⁾の指摘するように、取引妨害は「社会的倫理的に非難に値する手段を用いて行う場合が多いが、反社会性・反倫理性のゆえに直ちに公正競争阻害性を有するといえるものではない。・・・その行為自体の有する目的・効果からみて、そのまま放置するなら、独占禁止法一条の目的で予定されていると考えられる価格・品質による競争が歪められ、また、顧客の商品選択を妨げるおそれがあるような行為」、すなわち、能率競争（価格・品質・サービスを中心とする競争）に反する行為が問題である。

第二に、ソーシャルゲームの市場特性から、プラットフォーム事業で非常に有力な地位を有するDeNAが、グリーと特定SAPがオープン化による新サービスを提供しようとする矢先にこそこの機先を制するために行った本件行為には、競争減殺効果がある。以下、詳論すれば次の通りである。

SNSプラットフォームにおけるソーシャルゲームへの主たる顧客獲得手段は、サイトのトップページあるいは第二階層などに設置されている、ゲームポータルサイトなどで、人気アプリランキングなどのリストに自社タイトルを掲載してもらうなどの、SNSプラットフォーム側が発信される情報に由来するところが大きい。そして、SNSプラットフォームは、ネットワーク外部性（その財・サービスの利用者の数が増えるにつれて、財・サービスの価値が増加するような外部性）がきわめて強くはたらく市場である。これは、SAPからすれば、間接ネッ

トワーク効果（異なるグループ間に生じるネットワーク外部性のこと。すなわち「みんなが使っているからここを使おう」とか、「コンテンツが多いからここを使おう」とヨコの効果が直接的ネットワーク効果だとすると、SAPからみて「ユーザーが多いからここに商品を提供しよう」というタテの効果が間接的ネットワーク効果である）としてはたらく。「新着ランキング」「イチオシ」などのコーナーに掲載することによりプラットフォームが提供する顧客誘引力は、ソーシャルゲームでは、サイト内で既にゲームを利用している友人・知人から発信される情報（バイラル（口コミ）情報）の重要性と相まって、SAPにとつても非常に顧客獲得効果が高い「導線」である。⁽¹⁷⁾ 加えて、ユーザーの行動様式として、ユーザーはいったん入ったプラットフォームに固定化されやすいという傾向をもつ。この行動様式は、ソーシャルゲームの特性から生じる。すなわち、ソーシャルゲームは通常のゲームと違ってユーザー間のつながりを生じさせるためにプラットフォームを乗り換えることに伴う心理的抵抗を高める。またアイテムを得るために購入するポイントや仮想通貨等は、他のプラットフォームには原則として移行できない。であるがゆえに、本件行為のように最大手プラットフォームによる特定SAPの囲い込みによる市場閉鎖効果はそれだけ大きくなる。

ところで、本件で問題となる市場は、第一に、SAPとプラットフォームとの間の取引にかかる分野（以下「対SAP市場」という。）である。加えて本件では、ユーザーとSAP・プラットフォームとの間の市場（以下「対ユーザー市場」という。）も問題となる。本件命令で公取委がどちらの市場における悪影響を問題にしたのかについては、必ずしも明らかでない。

プラットフォームにおいては、一方市場が他方市場とネットワーク効果により連動している。すなわち上記二つの市場はプラットフォームを媒介として、二面性（two-sided）を成立させている。二面市場とは、あるサイド

の顧客によるプラットフォームの利用がグループ間のネットワーク外部性を生じさせ、あるサイドの顧客の便益がプラットフォームによってもう一方のサイドの顧客をどれくらい集められたかに依存するような市場である。具体的には、プラットフォームはGREEやモバゲータウンであり、それをSAPサイドとユーザーサイドが取引の場として利用する。つまり、SAPはプラットフォームを選択した上でゲームを開発し、ユーザーもやはりプラットフォームを選択した上でゲームを購入する。そして、そのプラットフォームを選択するSAPの数が増加すれば、より多くのユーザーを引き付けることが可能となり、逆に、より多くのユーザーがそのプラットフォームを選択すれば、より多くのSAPが集まるという外部性が存在しているのは、前記のとおりである。SAPとユーザーを切り結ぶ「結節点」としてのSNSプラットフォームの機能は「課金システム」において顕著である。特に、大手SNSでは決済代行システムが整備されており、SAPは代金回収業務が不要となることのメリットは大きい（もつともそれがSAPの新規参入につながった側面はある）。ユーザー側も、支払い先が一カ所になる利便性に加え（いわゆるワンストップサービス）、大手SNSが窓口となることで安心感につながり、ゲームサービス購入へのハードルが下がる相乗効果を生んでいる。

以上のように、SNSプラットフォーム事業は二面性をもつやや特殊な市場であり、SAPとのソーシャルゲーム料金回収代行取引の拡大を通じて当該SAPの抱えるクライアントコンテンツ（ゲーム）を囲い込むことができればできるほど、対ユーザー取引（仮想通貨の購入等）で有利になるという特色（二面性）を有する。したがって、対SAP市場の閉鎖性を緩和しないと、対ユーザー市場における競争が活性化しない。本件行為は、対SAP市場で行われたとしても、対ユーザー市場で排除効果を生むおそれがある。なお、この場合の競争減殺効果は排除された者のシェアの減少といった吟味は必要としない。公正競争阻害性のレベルであれば、被排除者が競争的行

動をとる上で費用等のハンディキャップが生じるという意味で排除されれば、競争減殺効果としては充分と考えられる。大山町農協事件をはじめとする先例も同様である。

第三に、グリーと特定SAPは、オープン化によって、グリーの内製のゲームと並んで、特定SAPの提供するゲームに関心を持つ多くのユーザーを獲得しようとした。SNSプラットフォームのオープン化により、ソーシャルゲーム市場に多種多様なゲームタイトルが投入され、ソーシャルゲームの供給量は急激に拡大した。ゲームは、元々ユーザーから飽きられやすいという性質を持つ娯楽サービスであるため、商品ライフサイクルが短期間になる傾向があり、自社開発ゲームのみで売上を高水準に維持していくには限界がある。そこで、プラットフォームをオープン化し、外部のSAPから、ゲームコンテンツを募るとする戦略をとることで、ユーザーに対し多様なソーシャルゲームを提供するとし、サービスの幅を広げてユーザー利便性を提供していくことが、能率競争の観点から重要なのである。本件行為によって、少なからぬ特定SAPがGREEを通じてユーザー（消費者）へのサービス提供を断念し、結果としてユーザーも不利益を被っていると解される。すなわち、本件行為がなければ、自由な競争が行われ、ユーザーもその自由な選択によって、GREEを通じてゲームという役務を享受することができたはずなのに、それができなくなっている。要するに、本件行為はユーザーの商品・役務の選択の自由（囲い込まれた特定SAPのゲームに強い選択をもつ少なからぬユーザーのGREE上でプレイしたいという選択の機会）を妨げるおそれのある競争手段であり、プラットフォームサービスの価格・品質・サービスを中心とする競争（能率競争）の観点からみて手段として不正である。しかし、問題なのは、本件命令には、このような意味での競争手段の不正さを満たす事実認定と評価に欠けている点である。同じことは、排除効果についても妥当する。大山町農協命令と比較したとき、本件行為によって排除効果がもたらされたことを本件命

令が十分に示しているかという点とそうとは言えない。本件命令は、グリーにとって「他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができなくなるおそれがある」⁽²⁰⁾かどうかについて、正面からの認定をしていないからである。

第三項 手段の不当性について

本件の「担当官解説」⁽²¹⁾では、本件行為は、「特定ソーシャルゲーム提供事業者の自由な意思決定を阻害し、取引先となっていたとあり、担当官解説は、「特定ソーシャルゲーム提供事業者は、DeNAからの要請を受け入れないと、上記手段を採られることにより、モバゲータウンにおける売上げが大幅に減少することを恐れ、多くの事業者が当該要請を受け入れた」としている。これは、「乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ない」（公取委「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成二十二年一月三〇日）第二）関係とみることに親和的である（甲がDeNA、乙が特定SAPであると想定する⁽²²⁾）。とすると、特定SAPに対するDeNAの優越的地位の濫用という側面もあったのではないかと解される。もちろん本件では、優越的地位の濫用で問題となるようなタテ（取引当事者間）の関係が直接問題となつたのではなく、ヨコ（競争事業者間）の競争が阻害されることが問題にされており、その意味で、優越的地位の濫用規制とは反競争効果の局面が異なる。ただし、本件は、特定SAPに対して本件行為のような圧力をかけたことを通じて、それによつて後発プラットフォーム事業者であるグリーのキャッチアップ競争を阻害しようとした点に、能率競争に反する競争手段であると評価でき、その意味で、本件行為の「競争手段の不正さ」は、プラットフォームのSAPに対する取引上

の地位の優越とも関係するのである。いずれにせよ、本件で公取委が手段として不当と考えたのはSAPに対する以上のような強圧性であろう。

担当官解説では、本件の重点は本件行為の実効性確保手段（リンク切り）が競争手段として不正であったため、本件命令の正文も当該手段に限定して設計されたとしている⁽²³⁾。本件評釈でも、ソーシャルゲームの開発・提供の支援という「アメ」による誘引を用いた競争を否定しないようにする配慮から、広範かつ抽象的な拘束条件付取引の適用を見送ったとの理解がある⁽²⁴⁾。ちなみに、本件行為と同種の行為を扱った前掲・大山町農協事件の正文では、本件のようにリンク切りに限定した正文とはなっておらず、農業者が他の農産物直売所と取引しないようにさせることそれ自体を禁止しており、両者の違いが際立っている。この点を捉えて、両者間で一四項と一二項の適用が分かれたと解することには一定の説得力がある。確かに一般論としては、ソーシャルゲームのような人気の浮き沈みが激しく、将来を取り巻く状況の不確実性が極めて大きいような市場では、大山町農協命令のような包括的な行為禁止命令をするには躊躇があったのかもしれない。しかし、そのことは命令自体からははつきりとはうかがわれず（担当官解説から推知されるのみであり）、あくまで推測の域を出ないように思われる。

第四項 小括

以上まとめると、プラットフォームの特性（二面性）、間接的ネットワーク効果の存在、ユーザーのスイッチング・コストの高さ、DeNAが採った手段の強圧性（特定SAPの自主的判断によるものではない）といった要因の累積によって、対SAP市場では、グリーが競争を行う上で有力SAPを取引相手とすることができなかったという意味で、グリーにはハンディキャップが生じており、この点において本件行為の競争減殺効果は生じて

いる。加えて、特定SAPがGREEを通じたユーザーへのサービス提供を断念し、結果としてユーザーも不利益を被っている。グリーが内製ゲームで本件行為後も売上を伸ばしているといったことは公正競争阻害性の認定において考慮不要であると思われる。

第三節 まとめ

この章においては、プラットフォームと独占禁止法との関係について、プラットフォームの特徴、特に多面的プラットフォームとしての特徴に着目し、SNSゲーム市場を中心に検討を行い、整理した。その際、プラットフォーム事業者が不当な手段によりコンテンツプロバイダ等による他のプラットフォームの利用を制限した場合には、当該プラットフォーム事業者の行為が独占禁止法上不正な取引方法（拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害等）に該当する可能性があることを示した。

本章は、プラットフォームに関連する競争法の問題について、独占禁止法に規定する非違行為への該当性を中心に検討したものであるが、より広い視野からは、問題となる行為について、プラットフォーム事業者、コンテンツプロバイダ等関連する事業者及び最終需要者たるユーザーの三者の間に直接的又は間接的に形成されるネットワークを全体として捉え、そのネットワーク効果を踏まえつつ、社会厚生を最大化を図る視点からその正当性を評価することも重要であろう。本章で検討したDeNA事件を例にとると、問題となった囲い込みによりネットワーク効果によって増加したコンテンツとユーザーがとどまることを通じて、①コンテンツの増加や質の向上につながる、②ユーザー数の増加につながる、③プラットフォームの価値を高める、④取引コストの低下につな

がる〔囲い込み〕によりプラットフォーム上にコンテンツが集約されることで、ユーザーの取引コストの低下につながる」といった場合があることから、プラットフォームによる「囲い込み」については、競争法上正当なものとして認められるべき場合もあるのではないかと考えられる。例えば、ゲームの開発段階でプラットフォーム事業者がコンテンツプロバイダにノウハウや情報を提供することにより制作されたゲームについては、これを当該コンテンツプロバイダが他のプラットフォーム事業者に提供するのは当該プラットフォーム事業者の利益に相反することから、コンテンツプロバイダを囲い込むことが正当なものとして許容されるべき場合も考えられよう。このような正当性に係る事由については、経済学的知見を織り交せて今後周到かつ多角的に吟味する必要がある。同じことは、ノウハウ保護などのために本件行為が必要であったというフリーライド防止の正当性に係る事由についても妥当する。これらの正当性に係る事由については、その主張が仮に独占禁止法に規定する非違行為に係る正当化理由の主張として成功すれば、問題となる行為が独占禁止法に違反しないものと解される可能性も見いだされるかもしれない。本件の場合、公取委の排除措置命令にとどまったため、審判手続で争われる前段階の公取委側からみた分析が示されているに過ぎず、違反とされた行為の正当化理由に関する事実認定や評価がなされていない。しかし、本件のようなプラットフォームに関連する競争法問題については、このような点の具体的検討が本来重要なのである。

注

- (1) プラットフォーム事業の特徴としては、(一) 複数グループの顧客が存在すること、(二) 間接ネットワーク効果が存在すること、(三) 内部化のために仲介者が必要であること等が挙げられる。

- (2) デジタル化された情報は複製するのが容易であるから、プラットフォームの形成がアナログ分野と比較して相対的に早いと考えられる。
- (3) 公取委平成三三年六月九日排除措置命令（平成三三年（措）第四号（株）ディー・エヌ・エーに対する件）（前章注⁽¹⁹⁾参照。）
- (4) 特に有力プラットフォームは何千万人という層の厚い会員基盤を持っており、集客コストの負担等を考えると、多少の問題があってもプラットフォームを利用するメリットの方が大きいという面がある。また、プラットフォームの変更については、SA P側が技術的に対応することはある程度可能である一方、ユーザーにとっては、ソーシャルゲームで獲得したアイテムや資産、他のユーザーとの関係等のデータを他のプラットフォームに引き継いで利用できないため、プラットフォームを移行することは実質的には不可能である。
- (5) 囲い込みは、手段として、①コンテンツ・商品等の提供事業者を審査し、販売を拒否することを示唆される、②顧客情報の提供を拒否したり、料金面で不利益を与えることを示唆される、③プロモーションやマーケティングの支援を行うことを示唆されるといったことが想定される。また囲い込みが醸成される状況として、①そのプラットフォームを利用しないと集客が難しい、②そのプラットフォームの市場シェアが高く、影響力が大きい、③プラットフォームの変更は、既存の顧客を維持できず、顧客基盤を失うことになるため、乗り換えが困難といったことが考えられる。
- (6) 囲い込みによりネットワーク効果によつて増加したコンテンツとユーザーがとまらることにより、①コンテンツの増加や質の向上につながる、②ユーザー数の増加につながる、③プラットフォームの価値を高める、④取引コストの低下につながる（「囲い込み」によりプラットフォーム上にコンテンツが集約されることで、ユーザーの取引コストの低下につながる）といったプラットフォームの「囲い込み」によるメリットも考えられる。
- (7) このほかの論点として、自主基準の問題がある。すなわち、プラットフォーム運営事業者が中心となって団体を組織し、いわゆる

る「コンプガチャ」等に関するガイドラインを作成しているが、SAPがこれらに違反した場合、最終的にはプラットフォームから排除されるおそれがある。かかる取組は、法令遵守や消費者保護等に資すると考えられる反面、アウトサイダーの排除として「共同取引拒絶」等に該当するおそれがある。そこで、自主規制として許容される内容や強制力の程度について、自主基準の目的を踏まえつつ検討する必要があるが、本稿ではこの側面についての検討は省略する。

- (8) この点については、伊藤隆史「本件評釈」新・判例解説Watch 10号(三三頁(平成二四年))を参照。
- (9) 独占禁止法研究会報告「不公正な取引方法に関する基本的な考え方」(昭和五七年七月八日)第一部(一四)参照。
- (10) 勧告審決昭和三五年二月九日審決集一〇卷一七頁
- (11) 東京地決平成二三年三月三〇日(ウエストロー・ジャパンデータベースに収載)
- (12) 東京重機工業事件勧告審決昭和三八年一月九日審決集一一卷四一頁
- (13) このような主張として、例えば、岸井大太郎「本件評釈」ジュリ一四四〇号二六五頁(平成二四年)。
- (14) なお、両者について、「實際上重なり、判然と区別することが困難な場合も多」いことを指摘する、根岸哲「一般指定一五項の競争者に対する取引妨害の公正競争阻害性―公取委審判審決平成二二・二六」ジュリ一三七八号一七一頁(平成二二年)を参照。
- (15) 田中寿編著『不公正な取引方法、新一般指定の解説』一〇六頁(商事法務研究会、昭和五七年)。
- (16) 通常、ゲーム会社は、自社ゲームタイトルの販売促進をするにあたり、ユーザーに対して供給者主導型のプロモーションコストを要する。しかし、ソーシャルゲームの場合、ユーザー間のコミュニケーション作用をきっかけとする、いわばユーザー主導型のプロモーション作用がはたらく。
- (17) SNSプラットフォームにおける、ソーシャルゲームの導線は、大きく三つに分かれる。第一は、トップページあるいは第二階層などに設置されている、ゲームポータルサイトなどで、人気アプリランキングなどのリストに自社タイトルを掲載してもらう

などの、SNSプラットフォーム側が発信される情報からの導線である。そして、第二は、SAPがSNSプラットフォーム側で用意している、広告枠やメール広告などへの出稿によるプロモーションプログラムである。そして、第三は、サイト内で既にゲームを利用している友人・知人から発信される情報からの導線である。

(18) 公取委命令平成二二年二月一〇日審決集五六卷二七九頁。

(19) 同様の問題意識として、河谷清文「本件評釈」NB L九七三三〇七九頁（平成二四年）参照。

(20) 公取委事務局「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成三年七月二一日）第一部第三の二①、第一部第四の二。

(21) 大胡勝Ⅱ今野敦志Ⅱ増田達郎「株式会社ディー・エヌ・エーに対する排除措置命令について」公取七三三三〇九一頁（平成二三年）参照。

(22) この点につき、大久保直樹「本件評釈」学習院大学法学会雑誌四八巻一号（平成二四年）を参照。

(23) 大胡Ⅱ今野Ⅱ増田・前掲注(21)・九五頁第二の二参照。

(24) 伊永大輔「本件評釈」ジュリ一四二九号七四頁（平成二三年）参照。

第四章 結語

第一節 前章までのまとめ

本稿においては、プラットフォーム事業をめぐる競争法の問題に係る規律の在り方に関し示唆を得べく、プラッ

トフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合又は連携に関し、その競争法的问题について、電気通信事業法の見地及び独占禁止法の見地の双方から多角的な考察を施した。

第二章においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合及び連携に関する競争法的问题について、電気通信事業法の見地から考察した。企業結合に関連する制度をめぐる競争法的问题に関する考察においては、現在の同法に設けられている企業結合に関する制度については競争への悪影響を防止することが期待することができないことを示した上で、当該制度を補完することが期待できる制度としての電波法に設けられている企業結合に関する制度及びNTT法に設けられている企業結合に関する制度についてそれぞれの基準の内実の具体化に向けた議論の進展が必要とならうこと等を明らかにした。連携に関連する制度をめぐる競争法的问题に関する考察においては、我が国のいずれかのプラットフォームの市場に係る市場支配力を有する電気通信事業者が現れた場合に当該市場支配力を濫用する行為を類型的に禁止する制度の創設の可能性が立法論上の検討の選択肢の一つとして考えられようことを指摘するとともに、業務改善命令に関し発動事由が具体的に明らかにされるべきことを指摘した。その上で、企業結合に関する制度における基準の内実の具体化に向けた議論並びに連携に関する禁止行為制度の設計及び業務改善命令の基準の具体化に向けた議論においては、プラットフォーム事業者が属する市場の画定、行為の評価、価格戦略等に関し、独占禁止法の分野における考察の蓄積に示唆を求めることについて、その可能性及び限界を指摘した。

また、前章においては、プラットフォームに関連する独占禁止法の事例に即して、独占禁止法の見地からの競争法的问题に関し考察した。具体的には、SNSゲーム市場におけるプラットフォーム事業者の囲い込みを題材として、その公正競争阻害性を論じ、独占禁止法に規定する不公正な取引方法への該当性等を示すとともに、プ

プラットフォームに関連する競争法の問題については、ネットワーク効果を踏まえつつ、問題とされる行為の正当性を多角的に考察すべきことを論じた。

第二節 残された課題

プラットフォームに関する競争政策上の検討課題は、次の五点にまとめられると考えられる。すなわち、第一に、プラットフォームの価格戦略、第二に、プラットフォームを確立するための行為に対する評価、第三に、プラットフォームへのアクセス確保（オープン化）の問題、第四に市場画定手法、最後に社会厚生に関する評価である。

第一の点について、プラットフォーム間競争においても、他の市場と同じく、価格戦略がとられる。しかし、多面的プラットフォームにおいては、特有の価格戦略として、一方サイドの顧客に課する料金は安く設定し、他方サイドの顧客に課する料金を高く設定するという戦略をとることがある。加えて、低い価格を設定したサイドではさらに利用者の増加が期待されるので、これがもたらすネットワーク効果により高い価格設定をしたサイドでも利用者の増加が期待されるという形で、この効果が増幅されると考えられる。独占禁止法との関係では、一見すると、一方サイドへの低い価格設定が不当販売等に該当するのではないかと考えられる。他方サイドへの高い価格設定が優越的地位の濫用等に該当するのではないかと考えられよう。しかし、全体として観察した場合には、ネットワーク効果の取り込みによる競争促進など、産業の発展のためにプラスに評価される（独占禁止法上正当化理由ありと評価される）場合があるのではないかを吟味する必要がある。

第二の点について、プラットフォーム事業者がプラットフォームを確立させるために一般的に行う行為として、プラットフォーム間の交換性を確保する行為（共同行為）や、多様な機能をプラットフォームに統合する行為（垂直的統合）が挙げられる。すなわち、交換性確保のために行われる共同行為は、事業者間の共同行為として不当な取引制限等に該当する可能性がある。しかし、あるフォーマットをどのプラットフォームでも利用できるようにする行為のように、競争促進的な目的・効果を持つ場合がほとんどであり、通常は反競争効果を持たないのではないかと考えられる。また、プラットフォームを確立するための垂直的統合も、ホールドアップ（関係特殊的投資の過小投資のおそれ）の回避、技術的な補完性のコーディネート、品質のコントロールなどの効果があることからすれば、競争基盤としてのプラットフォーム確立という意味で競争促進的であると評価することができるのではないかと、という点が論点となる。他方、特定の投入要素について独占力を有する事業者が他の要素を抱き合わせたり、バンドルしたりすることで、独占力を拡張したり、参入障壁を強化したりする場合には、反競争的效果をもつ。

第三の点について、プラットフォームのオープン化を促進する手段に関し、適用除外電気通信者が提供するプラットフォームについては、当該適用除外電気通信事業者の自主的な取組のほかには独占禁止法の規定に基づく措置以外に有効な手段がないことから、エッセンシャルファシリティー論の適用可能性について立法論から初めて議論がなされる可能性がある。その議論に当たっては、プラットフォームの機能を精査し、その中核機能が何であるかを吟味することが必要である¹¹⁾。要するにプラットフォームの中核機能を取り出せるかという問題である。

第四に、伝統的な市場画定ではそれぞれの市場における需要者ごとに市場画定を行うが、多面的プラットフォーム

ムについては、一方市場が他方市場とネットワーク効果により連動しているので、伝統的な市場画定では市場の多面性に起因する功罪を十分に捉えることが難しいという懸念がある。⁶⁾

最後に、近時、プラットフォーム事業における寡占化ないし独占化の進展を背景として、プラットフォーム事業者の利益水準の相対的な高さに注目が集まっている。しかし、プラットフォーム事業者の利益水準が高いこと自体は、それがプラットフォームのイノベーションにつながるといふ側面もあり、当然に責められるべきものではない。ただ、プラットフォーム事業者の利益水準が高いという状況について、これをプラットフォームにかかわる生産者余剰及び消費者余剰の所在の偏りとして捉え、この偏りの原因がプラットフォーム事業の分野における競争が有効に機能していないことに見いだされる場合には、この偏りの解消を競争政策上の問題として検討すべきものと考えられる。この問題は、コンテンツの多様性、プラットフォームの効率性・イノベーションの促進等に密接に関連する多面的プラットフォームにかかわる社会厚生をどのように評価すべきかという難問と表裏一体をなすものであり、今後に残された課題である。

注

(1) なお、総務省の過去の行政過程における検討では、認証課金機能とポータル機能（コンテンツ審査機能）が中核機能とされている。IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について」（平成一八年）では、ネットワーク中立性の観点から、プラットフォーム機能のオープン化、市場支配力の濫用防止について検討されている。総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価二〇〇七」（平成二〇年）では、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析が行われた。さらに、通信プラットフォーム研究会「通信プラットフォームの在り方」（平成二二年）では、

プラットフォームの中心的な機能をポータル機能と認証・課金機能とし、プラットフォームの相互運用性・多様性を確保するためこれらの機能の提供主体の多様化が必要であると提唱された。また、情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」（平成二三年）では、スマートフォンにおけるアプリマーケット等を新たなプラットフォームであるとしながらも、電気通信事業法の枠内における対応が困難であることから、まずはサービスの進展・普及状況を注視すべきとされた。これらの概観として、第二章第三節第二款を参照。

- (2) 伝統的なSSNIPテストではone-sidedの市場を画定することを念頭に置いているため、二面市場の場合、他面商品の価格とそれに応ずる間接的なネットワーク効果を見過し、他面市場の諸条件（価格や需用者数等）によって片面市場の価格をどう調整するかを十分に分析せずそのまま片面市場を画定すれば、結果として、関連市場が狭く画定されてしまうと指摘されている。

See David S. Evans, *ESSAYS ON THE ECONOMICS OF TWO-SIDED MARKETS: ECONOMICS, ANTITRUST, INDUSTRY STUDIES*, CHAP. V (2010).

【附記】

本稿は、電気通信普及財団平成二二年度助成研究「プラットフォーム事業者を核とする企業結合・提携に関する法・政策上の課題についての総合的研究」（研究代表者：福田雅樹）及び平成二三年度助成研究「電気通信分野における市場支配的事業者規制に関する国際的フレームワークの構築―規制の「統合」と政策の「個別化」という観点から―」（研究代表者：林秀弥）の成果の一部並びにJSPS科研費二三三〇〇七〇（研究種目：基盤研究(C)、研究代表者：福田雅樹、研究課題：価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律に関する研究）及び二三三〇〇五四（研究種目：若手研究(B)、研究代表者：林秀弥、研究課題：放送・通信分野の企業結合における「二元規制」の在り方に関する総合的研究）の各助成による研究の成果の一部からなるものである。

なお、本稿の記述のうち意見にわたる部分は、筆者らが現在属している組織若しくは過去に属したことがある組織又は筆者らが現在参画している検討会等若しくは過去に参画したことがある検討会等の見解を示すものではなく、すべて筆者らの個人的な見解に基づくものである。

【追記】

— 本稿脱稿後、以下の文献に接した。

舟田正之「ソーシャルゲームと競争秩序——グリー対DeNA損害賠償請求事件」法律時報八五卷一一号七八頁以下（平成二五年）

河谷清文「上位レイヤーにおける競争と手段の不公正」根岸哲先生古稀記念祝賀『競争法の理論と課題』三三三頁以下（有斐閣、平成二五年）

NERA平成二四年度我が国経済構造に関する競争政策的観点からの調査研究（プラットフォーム関連事業に関する理論分析）（平成二五年）

http://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2013fy/E003170.pdf〔平成二六年一月三〇日閲覧〕

